

(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例(案)の概要及び要点について

1 概要

- ・現在、空き地の草刈りについては、6月から9月まで、病虫害の発生及び不法投棄の防止、ひいては良好な生活環境の保全を目的として環境政策課で、10月以降は、枯れ草の出火防止のための刈取依頼を消防署で、土地の所有者に通知しています。
- ・草刈依頼の対象件数は10年前と比べて、処理件数の割合は上昇しているものの、より草刈りの実効性を高める必要があるとともに、青草と枯れ草では、担当部署が異なっているため、市民の方に混乱を生じさせている場合もあります。
- ・そこで、青草と枯草の担当部署の一元化を図るとともに、病虫害の発生や不法投棄を防止し、良好な生活環境の保全を図ることを目的に条例の制定を行うものです。

2 条例の要点

(1) 名称

「(仮称) 流山市空き地の雑草等の除去に関する条例」とする。

(2) 目的 [第1条関係]

空き地の雑草等について、刈り取りなどの適正な管理を行い、市民の生活環境を保全し、確保することを目的としている。

(3) 定義 [第2条関係]

本条例の用語の意義を定めたものである。

空き地とは、宅地化された土地又は住宅地に隣接する土地で、使用していない土地の部分である。

雑草とは、青草、枯れ草、かん木をいう。

(4) 所有者等の責務 [第3条関係]

空き地の所有者等の責務を定めたものである。

(5) 代執行 [第7条関係]

空き地の所有者等への行政代執行行為を定めたものである。

適正な管理を行わない地権者に対して、必要な指導又は助言、勧告、命令を行い、命令に従わなかった場合には、行政代執行法の定

めるところにより、市長は、地権者に代わって雑草を除去し、その費用を地権者から徴収するものです。

3 その他

流山市火災予防条例の第24条では、「空地の所有者、管理者又は占有者は、当該空地の枯草等の燃焼のおそれのある物件の除去その他火災予防上必要な措置を講じなければならない」となっていることから、消防とは情報の共有化を図り、適切な空き地の雑草等の除去の対応を進めていくものである。